平成 21 年経済センサス - 基礎調査

結　果　の　概　要

調査の概要・・・

調査の概要

1　調査の目的

平成21年経済センサス-基礎調査（以下「調査」といいます。）は，事業所及び企業の経済活動の状態を調査し，すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに，各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2　調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため，政府全体としてとりまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成17年６月閣議決定）において経済センサスの実施が提言されました。

これを受け，経済に関連した大規模統計調査の統廃合，簡素・合理化を行い，統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第１回を実施しました。

3　調査期日

平成21年７月１日

4　調査の対象

調査日現在，国内に所在する全事業所。ただし，次の事業所は調査対象から除かれます。

⑴　日本標準産業分類（平成19年11月16日総務省告示第618号）の「大分類Ａ－農業・林業」及び「大分類Ｂ－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）

⑵　日本標準産業分類の「大分類Ｎ－生活関連サービス業，娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る）。」に属する事業所

⑶　また，次の事業所は，調査技術上の観点から対象外としました。

ア　家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅

⑷　なお，次の事業所は，経済センサスでいう事業所に含めていません。

ア　収入を得て働く従業者がいないもの

イ　休業中で，かつ従業者がいないもの

ウ　季節的に営業する事業所で，調査期日に従業者がいないもの

5　調査の単位

原則として，単一の経営者が事業を営んでいる１区画の場所を１事業所とし，これを調査の単位としました。単一経営者が，異なる場所で事業を営んでいる場合は，それぞれの場所ごとに，また，１区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は，経営者が異なるごとに１事業所としました。

なお，事業所としての取扱いに関し，次に掲げるものについては，特例を設けました。

⑴　建設業

作業の行われている建築現場や現場事務所などは，それらを直接管理している建設会社の本社，支店，営業所，出張所などの事業所に含めて調査しました。

また，自営の大工，左官，塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については，工事現場では調査せず，それらの事業所又は自宅で，その従業者も含めて調査しました。

⑵　運輸業

鉄道，自動車，船舶，航空機などによる運輸業は，管理責任者のいる場所を事業所としました。

鉄道業について，駅，車掌区，車両工場などは，それぞれを１事業所としました。

ただし，駅長，区長などの管理責任者の置かれていない事業所は，管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

⑶　学校

小学校，中学校などが併設されている場合は，それぞれを１事業所としました。

したがって，同一の学校法人に属する幾つかの学校，例えば，大学，高等学校，中学校，小学校，幼稚園などが同一構内にあるような場合，学校ごとにそれぞれ１事業所としました。

ただし，高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず，その高等学校に含めて調査しました。

⑷　国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については，法令により独立の機関として設置されている機関を１経営主体とみなし，それぞれの場所ごとに１事業所としました。

ただし，一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に，それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は，それらの組織をまとめて別の事業所としました。

6　調査の方法

調査は民営事業所を対象とする甲調査，国，地方公共団体の事業所を対象とする乙調査の２種類からなり，対象となる事業所及び企業の規模に応じて，調査員による調査と総務省，都道府県，市町村による調査に分けて行いました。

⑴　甲調査

①　調査員による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－調査事業所

②　市町村による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

③　都道府県による調査

総務大臣－都道府県知事－調査事業所

④　総務省による調査

総務大臣－調査事業所

⑵　乙調査

①　市町村による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

②　都道府県の調査事業所

総務大臣－都道府県知事－調査事業所

③　国の調査事業所

総務大臣－調査事業所

7　調査事項

⑴　甲調査

【事業所に関する事項】

ア　名称

イ　電話番号

ウ　所在地

エ　開設時期
オ　従業者数
カ　事業の種類
キ　業態
【企業に関する事項】
ア　経営組織
イ　資本金等の額
ウ　外国資本比率
エ　決算月
オ　持株会社か否か
カ　親会社の有無
キ　親会社の名称及び電話番号
ク　親会社の所在地
ケ　子会社の有無及び子会社の数
コ　法人全体の常用雇用者数
サ　法人全体の主な事業の種類
シ　国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
ス　本所の名称
セ　本所の所在地及び電話番号

⑵　乙調査
ア　名称
イ　電話番号
ウ　所在地
エ　職員数
オ　事業の種類
カ　事業の委託先の名称，電話番号及び所在地利用上の注意

経済センサス－基礎調査や活動調査について，更に詳しくお知りになりたい方は，
総務省統計局ホームページの「経済センサス総合ガイド」を御覧ください。
http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm

利用上の注意

1　この「結果の概要」は，総務省統計局がこの度公表した確報集計に基づき作成したものであり，平成23年３月公表の基本集計（速報）結果とは異なる場合があります。

2　総務省統計局において　調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し，平成18年事業所・企業統計調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。

3　該当数字がないもの及び分母が０のため計算できないものは「－」で表しました。

4　各事業所の産業分類は,原則として過去１年間の収入額又は販売額の最も多い産業に分類しました。また,産業分類は原則として,日本産業分類（平成19年11月改定）によりますが,一部の小分類項目については更に分割したものも小分類に含めて表章しています。

※　「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成21年経済センサス-基礎調査は，全国すべての事業所及び企業を対象に新しく創設された調査です。従来実施されていた「事業所・企業統計調査」（平成18年まで実施）と調査対象は同様ですが，調査手法が以下の点において異なることから，「平成18年事業所・企業統計調査」との差数が全て増加・減少を示すものではありません。

・　会社（外国の会社を除く。），会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入
・　商業・法人登記等の行政記録の活用等

よって，統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分に御留意願います。

Ⅰ　事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する集計）

1　概況

本市の事業所数(事業内容等が不詳の事業所を除く。以下同じ。）は6,765事業所，従業者数は60,321人

経済センサス‐基礎調査確報集計による平成21年７月１日現在の本市の総事業所数は6,765事業所，従業者数は60,321人となっています

また，北海道の事業所数は258,041事業所，従業者数は2,535,263人となっています。

道内市別にみると札幌市が事業所数80,313事業所，従業者数927,971人，事業所数，従業者数共に最も多く，以下旭川市，函館市，釧路市，帯広市，苫小牧市に続いて，本市は，事業所数，従業者数ともに道内第７位となっています。

また，本市の１事業所当たり従業者数は8.9人となっており，道内市別にみると，千歳市（14.6人）が最も多く，本市は道内35市中第18位となっています。

表１　道内市別事業所数，男女別従業者数及び１事業所当たり従業者数

	総数							
	事業所数		従業者数（人）				1事業所当たり	
	（注1）	順位	（注2）	順位	男性	女性	従業者数	順位
小樽市	**6,765**	**7**	**60,321**	**7**	**31,278**	**29,005**	**8.9**	**18**
（参考）								
北海道	*258,041*	－	*2,535,263*	－	*1,412,767*	*1,121,224*	*9.8*	－
札幌市	80,313	1	927,971	1	515,087	412,394	11.6	5
函館市	15,184	3	131,692	3	70,377	61,228	8.7	27
旭川市	16,024	2	162,820	2	87,872	74,885	10.2	8
室蘭市	5,017	9	51,376	9	32,034	19,297	10.2	7
釧路市	9,602	4	86,190	6	47,209	38,931	9.0	16
帯広市	9,321	5	88,078	4	47,966	40,062	9.5	13
北見市	6,178	8	57,614	8	32,020	25,543	9.3	14
夕張市	632	32	4,293	33	2,378	1,915	6.8	35
岩見沢市	3,654	11	34,965	12	18,811	16,133	9.6	11
網走市	2,076	16	19,797	16	11,310	8,474	9.5	12
留萌市	1,450	25	12,658	24	7,371	5,287	8.7	24
苫小牧市	8,172	6	86,934	5	51,743	35,135	10.6	5
稚内市	2,302	14	19,663	17	11,243	8,420	8.5	27
美唄市	1,197	29	10,384	27	5,848	4,525	8.7	25
芦別市	807	31	6,397	31	3,391	3,006	7.9	32
江別市	3,697	10	35,730	11	18,493	17,212	9.7	10
赤平市	573	33	5,074	32	2,597	2,467	8.9	22
紋別市	1,562	24	12,597	25	6,664	5,917	8.1	30
士別市	1,283	27	9,281	30	5,379	3,895	7.2	33
名寄市	1,643	22	14,577	22	8,514	6,054	8.9	21
三笠市	509	34	4,227	34	2,348	1,872	8.3	29
根室市	1,748	21	14,726	21	7,999	6,727	8.4	28
千歳市	3,394	12	49,483	10	30,826	18,644	14.6	1
滝川市	2,156	15	18,899	18	10,222	8,655	8.8	23
砂川市	948	30	9,591	29	5,520	4,071	10.1	9
歌志内市	200	35	1,381	35	757	624	6.9	34
深川市	1,244	28	9,916	28	5,249	4,667	8.0	31
富良野市	1,328	26	11,888	26	6,360	5,521	9.0	17
登別市	1,880	18	16,706	20	8,658	8,033	8.9	19
恵庭市	2,047	17	28,323	13	16,300	12,002	13.8	2
伊達市	1,603	23	14,240	23	6,847	7,372	8.9	20
北広島市	1,843	20	23,745	15	13,806	9,928	12.9	3
石狩市	2,427	13	28,109	14	17,135	10,955	11.6	4
北斗市	1,857	19	17,102	19	9,465	7,616	9.2	15

（注１）　事業内容等不詳の事業所を除きます。

（注２）　男女別の不詳を含みます。

２　産業別

事業所数，従業者数ともに「卸売業，小売業」の占める割合が最も高い

産業大分類別の事業所数をみると，「卸売業，小売業」が 2,018 事業所（全産業の 29.8%）と最も多く，次いで「宿泊業，飲食サービス業」の 1,116 事業所（同 16.5%），「生活関連サービス業，娯楽業」の 636 事業所（同 9.4%）などとなっています。

従業者数をみると，「卸売業，小売業」が 12,835 人（同 21.3%）と最も多く，次いで「医療，福祉」が 8,846 人（同 14.7%），「製造業」が 8,499 人（同 14.1%）などとなっています。

１事業所当たりの従業者数をみると，「公務（他に分類されるものを除く）」（41.2 人）が最も多く，次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」（24.6 人）などとなっています。一方，「不動産業，物品賃貸業」（3.8 人）が最も少なく，次いで「生活関連サービス業，娯楽業」（5.4 人）などとなっています。

図１　産業大分類別事業所数及び従業者数の全産業に占める割合

表２　産業大分類別事業所数，従業者数及び１事業所当たり従業者数

産業大分類	事業所数	全産業に占める割合（%）	従業者数（人）	全産業に占める割合（%）	1事業所当たり従業者数（人）
全産業	6,765	100.0	60,321	100.0	8.9
農林漁業	14	0.2	188	0.3	13.4
鉱業，採石業，砂利採取業	5	0.1	51	0.1	10.2
建設業	477	7.1	3,210	5.3	6.7
製造業	488	7.2	8,499	14.1	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.2	295	0.5	24.6
情報通信業	37	0.5	241	0.4	6.5
運輸業，郵便業	250	3.7	4,243	7.0	17.0
卸売業，小売業	2,018	29.8	12,835	21.3	6.4
金融業，保険業	118	1.7	1,483	2.5	12.6
不動産業，物品賃貸業	229	3.4	870	1.4	3.8
学術研究，専門・技術サービス業	159	2.4	1,099	1.8	6.9
宿泊業，飲食サービス業	1,116	16.5	6,098	10.1	5.5
生活関連サービス業，娯楽業	636	9.4	3,423	5.7	5.4
教育，学習支援業	211	3.1	2,957	4.9	14.0
医療，福祉	472	7.0	8,846	14.7	18.7
複合サービス事業	40	0.6	361	0.6	9.0
サービス業（他に分類されないもの）	436	6.4	3,686	6.1	8.5
公務（他に分類されるものを除く）	47	0.7	1,936	3.2	41.2

従業者数の男女比は，男性が「鉱業，採石業，砂利採取業」，女性が「医療，福祉」で最も高い

従業者数の男女比をみると，男性は，「鉱業，砕石業，砂利採取業」(92.2%)，「農林漁業」(92.0%)，「運輸業，郵便業」(88.8%) などで高くなっています。それに対して女性は「医療，福祉」(75.2%)，「生活関連サービス業，娯楽業」(64.3%)，「宿泊業，飲食サービス業」(63.7%)などで高くなっています。

表３　産業大分類，男女別従業者数

産業大分類	従業者数(人)				
				男女比(%)	
	総数(注)	男性	女性	男性	女性
全産業	60,321	31,278	29,005	51.9	48.1
農林漁業	188	173	15	92.0	8.0
鉱業，採石業，砂利採取業	51	47	4	92.2	7.8
建設業	3,210	2,714	496	84.5	15.5
製造業	8,499	4,655	3,844	54.8	45.2
電気・ガス・熱供給・水道業	295	256	39	86.8	13.2
情報通信業	241	158	83	65.6	34.4
運輸業，郵便業	4,243	3,767	476	88.8	11.2
卸売業，小売業	12,835	6,248	6,549	48.7	51.0
金融業，保険業	1,483	542	941	36.5	63.5
不動産業，物品賃貸業	870	558	312	64.1	35.9
学術研究，専門・技術サービス業	1,099	771	328	70.2	29.8
宿泊業，飲食サービス業	6,098	2,214	3,884	36.3	63.7
生活関連サービス業，娯楽業	3,423	1,223	2,200	35.7	64.3
教育，学習支援業	2,957	1,719	1,238	58.1	41.9
医療，福祉	8,846	2,190	6,656	24.8	75.2
複合サービス事業	361	230	131	63.7	36.3
サービス業(他に分類されないもの)	3,686	2,266	1,420	61.5	38.5
公務(他に分類されるものを除く)	1,936	1,547	389	79.9	20.1

(注) 総数には男女別が不詳の従業者を含むため，男性と女性の合計は総数と一致しない場合があります。

図２　産業大分類別従業者数の男女比

（注）男女別が不詳の従業者を含むため，男性と女性の比率の合計は，100.0%にならない場合があります。

３　経営組織別

「法人」の割合が事業所数は６割，従業者数は８割超える

経営組織別に事業所数をみると，「民営」が 6,597 事業所（事業所全体の 97.5%），「国，地方公共団体」が 168 事業所（同 2.5%）となっています。

「民営」のうち，「個人経営」は 2,454 事業所（同 36.3%），「法人」は 4,098 事業所（同 60.6%），うち「会社」は 3,586 事業所（同 53.0%）となっています。

従業者数をみると，「民営」が 55,262 人（従業者全体の 91.6%），「国，地方公共団体」が 5,059 人（同 8.4%）となっています。

「民営」のうち，「個人経営」は 6,009 人（同 10.0%），「法人」は 49,058 人（同 81.3%），うち「会社」は 40,462 人（同 67.1%）となっています。

表４　経営組織別事業所数及び従業者数

経営組織	事業所数	従業者数（人）	割合（%）	
			事業所数	従業者数
総数	6,765	60,321	100.0	100.0
民営	6,597	55,262	97.5	91.6
個人経営	2,454	6,009	36.3	10.0
法人	4,098	49,058	60.6	81.3
会社	3,586	40,462	53.0	67.1
会社以外の法人	512	8,596	7.6	14.3
国、地方公共団体	168	5,059	2.5	8.4
国	23	972	0.3	1.6
地方公共団体	145	4,087	2.1	6.8
都道府県	15	844	0.2	1.4
市町村	129	3,224	1.9	5.3
その他	1	19	0.0	0.0

図３　経営組織別事業所数及び従業者数の割合

４　従業者規模別（民営事業所）

従業者数 10 人未満の事業所が事業所全体の８割を超える

民営事業所について，従業者規模別に事業所数をみると，「１～４人」が 4,123 事業所（事業所全体の 62.5%）と最も多く，次いで「５～９人」が 1,216 事業所（同 18.4%）などとなっており，従業者数 10 人未満の事業所が全体の 80.9%を占めています。

従業者数をみると，「100 人以上」が 9,722 人（従業者全体の 17.6%）と最も多く，次いで「10～19 人」が 8,969 人「同 16.2%」などとなっており，従業者数 10 人以上の事業所が全体の 69.9%を占めています。

表５　従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）

従業者規模	事業所数	総数に占める割合（%）	従業者数（人）	総数に占める割合（%）
総　　数	6,597	100.0	55,262	100.0
1 ～ 4人	4,123	62.5	8,790	15.9
5 ～ 9	1,216	18.4	7,825	14.2
10 ～ 19	671	10.2	8,969	16.2
20 ～ 29	236	3.6	5,593	10.1
30 ～ 49	161	2.4	6,097	11.0
50 ～ 99	118	1.8	8,266	15.0
100人以上	48	0.7	9,722	17.6
派遣従業者のみ	24	0.4	－	－

図４　従業者規模別事業所数及び従業者数の割合（民営）

５　従業上の地位別（農林漁業を除く民営事業所）

雇用者のうち「正社員・正職員以外」及び「臨時雇用者」が４割を超える

農林漁業を除く民営事業者について，従業上の地位別に従業者数をみると，「雇用者」が 47,257 人（従業者全体の 85.8%），「有給役員」が 4,755 人（同 8.6%），「個人業主・無給の家族従業者」が 3,062 人（同 5.6%）となっています。

このうち，「雇用者」の内訳をみると，「正社員・正職員」が 26,140 人（雇用者全体の 55.3%），パート・アルバイトなどの「正社員・正職員以外」が 18,785 人（同 39.8%），日々雇用などの「臨時雇用者」が 2,332 人（同 4.9%）となっており，「正社員・正職員以外」と「臨時雇用者」で雇用者全体の 44.7%を占めています。

雇用者を男女別にみると，男性は「正社員・正職員」が 16,268 人（男性の雇用者全体の 71.2%）で，「正社員・正職員以外」の 5,570 人（同 24.4%）を上回っているのに対し，女性は「正社員・正職員以外」が 13,177 人（女性の雇用者全体の 54.1%）で，「正社員・正職員」の 9,872 人（同 40.5%）を上回っています。

表６　従業上の地位，男女別従業者数（民営、非農林漁業）

従業上の地位	従業者数(人)			割合(%)					
	総数(注)	男性	女性	総数		男性		女性	
総　　数	55,074	27,951	27,085	100.0		100.0		100.0	
個人業主･無給の家族従業者	3,062	1,646	1,416	5.6		5.9		5.2	
有給役員	4,755	3,442	1,313	8.6		12.3		4.8	
雇用者	47,257	22,863	24,356	85.8	100.0	81.8	100.0	89.9	100.0
常用雇用者	44,925	21,838	23,049	81.6	95.1	78.1	95.5	85.1	94.6
正社員･正職員	26,140	16,268	9,872	47.5	55.3	58.2	71.2	36.4	40.5
正社員･正職員以外	18,785	5,570	13,177	34.1	39.8	19.9	24.4	48.7	54.1
臨時雇用者	2,332	1,025	1,307	4.2	4.9	3.7	4.5	4.8	5.4

（注）総数には男女別が不詳の従業者を含むため，男性と女性の合計は総数と一致しない場合があります。

図５　雇用者の男女，従業上の地位別割合（民営、非農林漁業）

６　異動状況

民営事業所の総数に対する新設事業所の割合は 7.2%

平成 18 年以降の民営事業所の異動状況をみると，新設事業所数は 476 事業所，廃業事業所数は 1,171 事業所となっており，民営事業所の総数に占める新設事業所の割合は 7.2%となっています。

表７　存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数（民営）

	総数（注）	存続事業所 ※1	新設事業所 ※2	総数に占める割合（%）		廃業事業所 ※3
				存続事業所	新設事業所	
事業所数	6,597	6,101	476	92.5	7.2	1,171
従業者数（人）	55,262	51,458	3,556	93.1	6.4	7,119

（注）総数には，存続・新設が不詳の事業所を含みます。

※１　存続事業所とは，調査日現在に存在した事業所のうち，平成 18 年事業所・企業統計調査で調査された事業所をいいます。また，商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち，平成 18 年以前に開設した事業所も存続事業所とします。

※２　新設事業所とは，調査日現在に存在した事業所のうち，平成 18 年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいいます。

※３　廃業事業所とは，平成 18 年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち，平成 21 年経済センサス－基礎調査で把握されなかった事業所をいいます。

Ⅱ　企業等の状況（企業等に関する集計）

１　概況

「個人経営」及び「会社以外の法人」を含む企業等の数は 4,972 企業。そのうち「会社企業」は 2,226 企業

本市の「個人経営」及び「会社以外の法人」を含む企業等の数は 4,972 企業となっています。そのうち,「個人経営」が 2,428 企業（企業等全体の 48.8%）となっています。「法人」のうち,「会社企業」（注）は 2,226 企業（同 44.8%）となっています。

表８　経営組織別企業等の数

	総数	法人			個人経営
			会社企業	会社以外の法人	
企業等の数	4,972	2,544	2,226	318	2,428
割合(%)	100.0	51.2	44.8	6.4	48.8

企業類型別(「単一事業所企業」と「複数事業所企業」の別）に企業等の数全体に占める割合をみると，「単一事業所企業」は 92.9%，「複数事業所企業」は 7.1%となっており，９割以上が「単一事業所企業」となっています。

従業者数をみると，「単一事業所企業」の割合は 58.4%，「複数事業所企業」は 41.6%となっています。

表９　経営組織，企業類型別企業等の数，事業所数及び従業者数

企業類型			総数	法人	会社企業	個人経営
実数	企業等の数	総数	4,972	2,544	2,226	2,428
		単一事業所企業	4,620	2,206	1,908	2,414
		複数事業所企業	352	338	318	14
	事業所数（注）	総数	5,777	3,336	2,953	2,441
		単一事業所企業	4,620	2,206	1,908	2,414
		複数事業所企業	1,157	1,130	1,045	27
	従業者数(人)（注）	総数	42,283	36,306	30,803	5,977
		単一事業所企業	24,684	18,893	15,163	5,791
		複数事業所企業	17,599	17,413	15,640	186
割合（%）	企業等の数	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
		単一事業所企業	92.9	86.7	85.7	99.4
		複数事業所企業	7.1	13.3	14.3	0.6
	事業所数	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
		単一事業所企業	80.0	66.1	64.6	98.9
		複数事業所企業	20.0	33.9	35.4	1.1
	従業者数	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
		単一事業所企業	58.4	52.0	49.2	96.9
		複数事業所企業	41.6	48.0	50.8	3.1
1企業当たり	事業所数	総数	1.2	1.3	1.3	1.0
		単一事業所企業	1.0	1.0	1.0	1.0
		複数事業所企業	3.3	3.3	3.3	1.9
	従業者数	総数	8.5	14.3	13.8	2.5
		単一事業所企業	5.3	8.6	7.9	2.4
		複数事業所企業	50.0	51.5	49.2	13.3

（注）事業所数及び従業者数は単独事業所，本所等及び本所等の統括を受けている支所等を合算したものです。

経営組織別にみると，「会社企業」の「複数事業所企業」の割合は，企業等の数が 14.3%であるのに対し，従業者数は 50.8%となっており，企業等の数に比べ従業者数の割合が大きくなっています。

一方，「個人経営」の「単一事業所企業」の割合は，企業等の数が 99.4%，従業者数は 96.9%と，ほとんどが「単一事業所企業」となっています。

図６　経営組織，企業類型別企業等の数，事業所数及び従業者数の割合

複数事業所企業について，支所数規模別の企業数の数をみると，支所等が１か所の企業等の割合が57.7%となっており，10か所未満の企業等が91.8%を占めています。経営組織別にみると，「会社企業」は10か所未満の企業等が91.8%ですが，「個人経営」では２か所以下で85.7%（不詳を除くと100.0%）となっています。

一方，従業者数をみると，支所等が10か所以上の企業等の割合が30.4%となっています。経営組織別にみると，「会社企業」は10か所以上で33.2%となっていますが，「個人経営」では２か所以下で97.3%（不詳を除くと100.0%）となっています。

図７　支所数規模，経営組織別企業等の数及び従業者数の割合（複数事業所企業）

表 10　支所数規模，経営組織別企業等の数及び従業者数（複数事業所企業）

支所数規模		総数	法人			個人経営
				会社企業	会社以外の法人	
企業等の数	総数(注)	352	338	318	20	14
	1か所	203	192	185	7	11
	2か所	56	55	49	6	1
	3か所	28	28	27	1	－
	4か所	12	12	11	1	－
	5～9か所	24	24	20	4	－
	10～19か所	11	11	10	1	－
	20～29か所	3	3	3	－	－
	うち国内					
	1か所	203	192	185	7	11
	2か所	56	55	49	6	1
	3か所	28	28	27	1	－
	4か所	12	12	11	1	－
	5～9か所	24	24	20	4	－
	10～19か所	11	11	10	1	－
	20～29か所	3	3	3	－	－
企業等の数割合（%）	総数(注)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1か所	57.7	56.8	58.2	35.0	78.6
	2か所	15.9	16.3	15.4	30.0	7.1
	3か所	8.0	8.3	8.5	5.0	－
	4か所	3.4	3.6	3.5	5.0	－
	5～9か所	6.8	7.1	6.3	20.0	－
	10～19か所	3.1	3.3	3.1	5.0	－
	20～29か所	0.9	0.9	0.9	－	－
	うち国内					
	1か所	57.7	56.8	58.2	35.0	78.6
	2か所	15.9	16.3	15.4	30.0	7.1
	3か所	8.0	8.3	8.5	5.0	－
	4か所	3.4	3.6	3.5	5.0	－
	5～9か所	6.8	7.1	6.3	20.0	－
	10～19か所	3.1	3.3	3.1	5.0	－
	20～29か所	0.9	0.9	0.9	－	－
従業者の数（人）	総数(注)	17,599	17,413	15,640	1,773	186
	1か所	4,194	4,104	3,946	158	90
	2か所	2,086	1,995	1,601	394	91
	3か所	2,092	2,092	2,045	47	－
	4か所	675	675	383	292	－
	5～9か所	2,994	2,994	2,280	714	－
	10～19か所	3,103	3,103	2,935	168	－
	20～29か所	2,252	2,252	2,252	－	－
	うち国内					
	1か所	4,194	4,104	3,946	158	90
	2か所	2,086	1,995	1,601	394	91
	3か所	2,092	2,092	2,045	47	－
	4か所	675	675	383	292	－
	5～9か所	2,994	2,994	2,280	714	－
	10～19か所	3,103	3,103	2,935	168	－
	20～29か所	2,252	2,252	2,252	－	－
従業者の数割合（%）	総数(注)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1か所	23.8	23.6	25.2	8.9	48.4
	2か所	11.9	11.5	10.2	22.2	48.9
	3か所	11.9	12.0	13.1	2.7	－
	4か所	3.8	3.9	2.4	16.5	－
	5～9か所	17.0	17.2	14.6	40.3	－
	10～19か所	17.6	17.8	18.8	9.5	－
	20～29か所	12.8	12.9	14.4	－	－
	うち国内					
	1か所	23.8	23.6	25.2	8.9	48.4
	2か所	11.9	11.5	10.2	22.2	48.9
	3か所	11.9	12.0	13.1	2.7	－
	4か所	3.8	3.9	2.4	16.5	－
	5～9か所	17.0	17.2	14.6	40.3	－
	10～19か所	17.6	17.8	18.8	9.5	－
	20～29か所	12.8	12.9	14.4	－	－

(注)総数には支所等不詳の企業等を含むため，支所数規模の各階級の合計とは一致しない場合があります。

2　企業産業別

「卸売業，小売業」,「建設業」,「製造業」の３産業で企業全体の６割を超える

企業産業大分類別に企業数をみると，「卸売業，小売業」が 852 企業（企業全体の 38.3%）と最も多く，次いで「建設業」が 333 企業（同 15.0%），「製造業」が 300 企業（同 13.5%）となっており，これら上位３つの産業で企業全体の 66.7%となっています。

そのうち,「複数事業所企業」における企業産業大分類別の割合をみると,「卸売業, 小売業」(44.7%) が最も高く，次いで「製造業」(17.9%)，「宿泊業，飲食サービス業」(10.7%) などとなっています。

表 11　企業産業大分類類型別企業数の数，事業所数及び従業者数

企業産業大分類		総数			うち複数事業所企業		
		企業数	事業所数	従業者数(人)	企業数	事業所数	従業者数(人)
実数	全産業(公務を除く)	2,226	2,953	30,803	318	1,045	15,640
	農林漁業	10	10	128	－	－	－
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	4	33	1	2	8
	建設業	333	351	2,862	16	34	511
	製造業	300	437	7,377	57	194	3,746
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
	情報通信業	15	16	66	1	2	3
	運輸業, 郵便業	87	185	4,658	27	125	3,562
	卸売業, 小売業	852	1,184	7,615	142	474	3,929
	金融業, 保険業	34	34	118	－	－	－
	不動産業, 物品賃貸業	145	154	698	6	15	266
	学術研究, 専門・技術サービス業	56	60	322	4	8	89
	宿泊業, 飲食サービス業	156	205	2,052	34	83	855
	生活関連サービス業, 娯楽業	85	110	822	14	39	439
	教育, 学習支援業	17	30	403	5	18	226
	医療, 福祉	45	56	725	4	15	166
	複合サービス事業	－	－	－	－	－	－
	サービス業(他に分類されないもの)	88	117	2,924	7	36	1,840
割合(%)	全産業(公務を除く)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農林漁業	0.4	0.3	0.4	－	－	－
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1
	建設業	15.0	11.9	9.3	5.0	3.3	3.3
	製造業	13.5	14.8	23.9	17.9	18.6	24.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
	情報通信業	0.7	0.5	0.2	0.3	0.2	0.0
	運輸業, 郵便業	3.9	6.3	15.1	8.5	12.0	22.8
	卸売業, 小売業	38.3	40.1	24.7	44.7	45.4	25.1
	金融業, 保険業	1.5	1.2	0.4	－	－	－
	不動産業, 物品賃貸業	6.5	5.2	2.3	1.9	1.4	1.7
	学術研究, 専門・技術サービス業	2.5	2.0	1.0	1.3	0.8	0.6
	宿泊業, 飲食サービス業	7.0	6.9	6.7	10.7	7.9	5.5
	生活関連サービス業, 娯楽業	3.8	3.7	2.7	4.4	3.7	2.8
	教育, 学習支援業	0.8	1.0	1.3	1.6	1.7	1.4
	医療, 福祉	2.0	1.9	2.4	1.3	1.4	1.1
	複合サービス事業	－	－	－	－	－	－
	サービス業(他に分類されないもの)	4.0	4.0	9.5	2.2	3.4	11.8

３　資本金階級別

資本金が 3,000 万円未満の企業が企業全体の９割以上

資本金階級別に企業数をみると,「300～500 万円未満」が 987 企業（企業全体の 44.3%）と最も多く,次いで「1,000～3,000 万円未満」が 706 企業(同 31.7%),「500～1,000 万円未満」が 261 企業(同 11.7%)などとなっており，資本金 3,000 万円未満の企業が企業全体の 92.1%となっています。

表 12　資本金階級別企業数（会社企業）

資本金階級	企業数	総数に占める割合（%）
総　　数　（注）	2,226	100.0
300 万円未満	97	4.4
300 ～ 500万円未満	987	44.3
500 ～ 1,000	261	11.7
1,000 ～ 3,000	706	31.7
3,000 ～ 5,000	95	4.3
5,000 ～ 1億円未満	44	2.0
1 ～ 3	12	0.5
3 ～ 10	4	0.2
10 ～ 50	1	0.0

（注）資本金不詳の企業を含むため，各階級の合計と総数は一致しない場合があります。

４　決算月別

決算月が３月の企業は全体の２割を超えている

企業全体に占める決算月別の割合をみると，３月に決算を行っている企業が 23.9%と最も高く，次いで 12 月が 12.2%，６月が 8.6%などとなっています。

表 13　決算月別企業数（会社企業）

決算月	企業数	総数に占める割合（%）
総数	2,226	100.0
1月	95	4.3
2月	178	8.0
3月	531	23.9
4月	166	7.5
5月	147	6.6
6月	191	8.6
7月	106	4.8
8月	141	6.3
9月	171	7.7
10月	79	3.5
11月	37	1.7
12月	272	12.2
不詳	115	5.2

図８　決算月別企業数の割合（会社企業）

５　親会社・子会社の有無別

「親会社がある企業」は企業全体の 4.3%,「子会社がある企業」は企業全体の 1.5%

親会社・子会社の有無別に企業数をみると,「親会社がある企業」が 96 企業（企業全体の 4.3%),「子会社がある企業」が 33 企業（同 1.5%）となっています。

表 14　親会社・子会社の有無別企業（会社企業）

親会社･子会社の有無	企業数	総数に占める割合（%）
総　　数	2,226	100.0
親会社がある企業	96	4.3
国内にある企業	96	4.3
海外にある企業	－	－
親会社のない企業	2,130	95.7
子会社がある企業	33	1.5
国内のみにある企業	32	1.4
国内及び海外にある企業	1	0.0
子会社が海外のみにある企業	－	－
子会社のない企業	2,193	98.5

用　語　の　解　説

（総務省統計局ホームページより）

１　事業所

事業所とは，経済活動が行われている場所ごとの単位で，原則として次の条件を備えているものをいいます。

１　一定の場所（１区画）を占めて，単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

２　従業者と設備を有して，物の生産や販売，サービスの提供が継続的に行われていること。

事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが，記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいいます。

派遣事業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに，在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

２　経営組織

国，地方公共団体

国，都道府県，市区町村，特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいいます。

民営

国，地方公共団体以外をいいます。

個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。

会社や法人組織になっていなければ，共同経営の場合も個人経営に含めます。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。

会社

株式会社（有限会社を含む），合名会社，合資会社，合同会社，相互会社及び外国の会社をいいます。

ここで，外国の会社とは，外国で設立された法人やその他の外国の団体であって，会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店，営業所などのうち，会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

なお，外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は，外国の会社とはしません。

親会社：当該会社の議決権を，50％を超えて直接所有している会社をいいます。

ただし，50％以下であっても，当該子会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は，当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

子会社：当該会社が 50％を超える議決権を所有する会社をいいます。

また，子会社あるいは当該会社と子会社の合計で 50％超の議決権を所有している会社

も含みます。ただし，50％以下であっても，当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は，その会社を含みます。

会社以外の法人

法人格を有する団体のうち，会社以外の法人をいいます。

例えば，独立行政法人，特殊法人，認可法人，財団法人，社団法人，学校法人，社会福祉法人，宗教法人，医療法人，労働組合（法人格を持つもの），農(漁）業協同組合，事業協同組合，国民健康保険組合，共済組合，信用金庫などが含まれます。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば，協議会，後援会，同窓会，労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

３　従業者

従業者とは，調査日現在，当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって，他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。一方，当該事業所で働いている人であっても，他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど，当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されている人は従業者に含めません。

なお，個人経営の事業所の家族従業者は，賃金・給与を支給されていなくても従業者とします。

個人業主

個人経営の事業所で，実際にその事業所を経営している人をいいます。

無給の家族従業者

個人業主の家族で，賃金・給与を受けずに，事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても，実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は，「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます

有給役員

有給役員とは，法人，団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で，給与を受けている人をいいます。

重役や理事であっても，事務職員，労務職員を兼ねて一定の職務に就き，一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は，「常用雇用者」に含めます。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは１か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年５月と６月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

正社員・正職員

常用雇用者のうち，一般に正社員，正職員などと呼ばれている人をいいます。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち，一般に正社員，正職員などと呼ばれている人以外で，嘱託，パートタイマー，アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

臨時雇用者

１か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法に言う派遣労働者のほかに，在籍出向など当該事業所に籍がありながら，他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

４　事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく，当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

５　企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は，それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は，その事業所だけで企業等となります。

会社企業

経営組織が株式会社（有限会社を含む），合名会社，合資会社，合同会社及び相互会社で，本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は，その事業所だけで会社企業となります。

６　企業類型

会社企業を構成している事業所により，次の２類型に区分しています。

単一事業所企業

単独事業所の企業をいいます。

複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業をいいます。

単一産業（大分類）企業

一つの産業大分類に属する従業者数（注）が企業全体の 70％以上となる企業をいいます。

複数産業（大分類）企業

いずれの産業大分類の従業者数（注）も，企業全体の 70％に満たない企業をいいます。

（注）従業者数及び別経営の事業所からの派遣従業者数の合計

平成 21 年経済センサス－基礎調査
結果の概要

平成 23 年 7 月作成
小樽市総務部企画政策室統計グループ
小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
電話 (0134)32-4111
内線 276・279
tokei@city.otaru.lg.jp